

第百五十五回国会
衆議院
總務委員會
議錄 第二号

平成十四年十一月五日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 遠藤 武彦君

理事 荒井 広幸君 理事 佐藤 勉君

理事 林 幹雄君 理事 八代 英太君

理事 安住 淳君 理事 後藤 齋君

理事 榎屋 敬悟君 理事 黄川田 徹君

理事 浅野 勝人君 理事 伊藤信太郎君

理事 岩永 峯一君 理事 上川 陽子君

理事 左藤 章君 理事 谷 洋一君

理事 谷本 龍哉君 理事 菱田 嘉明君

理事 平林 鴻三君 理事 宮路 和明君

理事 吉田六左門君 理事 吉野 正芳君

理事 赤松 広隆君 理事 玄葉光一郎君

理事 島 聡君 理事 武正 公一君

理事 細野 豪志君 理事 松崎 公昭君

理事 松沢 成文君 理事 遠藤 和良君

理事 山名 靖英君 理事 藤木 洋子君

理事 矢島 恒夫君 理事 重野 安正君

理事 横光 克彦君 理事 三村 申吾君

総務大臣 片山虎之助君

総務大臣政務官 岩永 峯一君

総務大臣政務官 吉田六左門君

政府特別補佐人 中島 忠能君

(人事院総裁) 大久保 暁君

委員の異動

十一月五日

辞任

滝 実君

中村 哲治君

春名 真章君

補欠選任

菱田 嘉明君

細野 豪志君

藤木 洋子君

同日

辞任

菱田 嘉明君

細野 豪志君

藤木 洋子君

補欠選任

滝 実君

中村 哲治君

春名 真章君

十月三十日

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五十年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)は本委員会に付託された。

十月三十日

合併特例法及び地方税法の改正に関する意見書(千葉県四街道市議会)(第一六五二号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道松前町議会)(第一六五三号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道乙部町議会)(第一六五四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道大成町議会)(第一六五五号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道二セコ町議会)(第一六五六号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道喜茂別町議会)(第一六五七号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道泊村議会)(第一六五八号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道余市町議会)(第一六五九号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道栗沢町議会)(第一六六〇号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道月形町議会)(第一六六一号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道秩父別町議会)(第一六六二号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道雨竜町議会)(第一六六三号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道上川町議会)(第一六六四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道中富良野町議会)(第一六六五号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道下川町議会)(第一六六六号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道美深町議会)(第一六六七号)

地方交付税の拡充に関する意見書(北海道小清水町議会)(第一六六八号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道白滝村議会)(第一六六九号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道虻田町議会)(第一六七〇号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道洞爺村議会)(第一六七一号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道白老町議会)(第一六七二号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道三石町議会)(第一六七三号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道大樹町議会)(第一六七四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道足寄町議会)(第一六七五号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道標茶町議会)(第一六七六号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道羅臼町議会)(第一六七七号)

地方税源の充実確保に関する意見書(青森県黒石市議会)(第一六七八号)

地方税源の充実確保に関する意見書(青森県柏村議会)(第一六七九号)

地方税源の充実確保に関する意見書(岩手県千厩町議会)(第一七八〇号)

地方税源の充実確保に関する意見書(岩手県川崎村議会)(第一七八一号)

地方税源と地方交付税の充実確保に関する意見書(岩手県大槌町議会)(第一七八二号)

地方税源の充実確保に関する意見書(宮城県角田市議会)(第一七八三号)

地方税源の充実確保に関する意見書(宮城県一迫町議会)(第一七八四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(宮城県米山町議会)(第一七八五号)

地方税源の充実確保に関する意見書(宮城県南方町議会)(第一七八六号)

地方税源の充実確保に関する意見書(宮城県北上町議会)(第一六八七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(茨城県玉造町議会)(第一七〇四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七〇五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(栃木県南河内町議会)(第一七〇六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(群馬県勢多郡東村議会)(第一七〇七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(群馬県万場町議会)(第一七〇八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(群馬県草津町議会)(第一七〇九号)	地方財源の充実確保に関する意見書(群馬県邑楽町議会)(第一七一〇号)	地方財源の充実確保に関する意見書(埼玉県坂戸市議会)(第一七一一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(さいたま市議会)(第一七一二号)	地方税源の充実確保に関する意見書(埼玉県伊奈町議会)(第一七二三号)	地方税源の充実確保に関する意見書(埼玉県吉田町議会)(第一七二四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(埼玉県川本町議会)(第一七二五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県佐原市議会)(第一七二六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県流山市議会)(第一七二七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県鴨川市議会)(第一七二八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県富津市議会)(第一七二九号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県海上町議会)(第一七三〇号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三二号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三三号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七三九号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四〇号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四二号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四三号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七四九号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七五〇号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七五一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七五二号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七五三号)	地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県睦沼市議会)(第一七五四号)
------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------	------------------------------------

地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県可児市議会)(第一七五五号) 地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県明智町議会)(第一七五六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県宮村議会)(第一七五七号) 地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県朝日村議会)(第一七五八号) 地方税源の充実確保に関する意見書(静岡県松崎町議会)(第一七五九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(静岡県森町議会)(第一七六〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(静岡県引佐町議会)(第一七六一号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県豊橋市議会)(第一七六二号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県尾張旭市議会)(第一七六三号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県阿久比町議会)(第一七六四号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県武豊町議会)(第一七六五号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県幡豆町議会)(第一七六六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県三好町議会)(第一七六七号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県作手村議会)(第一七六八号) 地方税源の充実確保に関する意見書(三重県四日市市議会)(第一七六九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(三重県上野市議会)(第一七七〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県栗東市議会)(第一七七一号)	地方税源および地方交付税の充実確保に関する意見書(滋賀県虎姫町議会)(第一七七二号) 地方税源と地方交付税の充実確保に関する意見書(滋賀県高月町議会)(第一七七三号) 地方税源の充実確保に関する意見書(大阪府富田林市議会)(第一七七四号) 地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県三田市議会)(第一七七五号) 地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県夢前町議会)(第一七七六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県千種町議会)(第一七七七号) 地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県淡路町議会)(第一七八八号) 地方税源の充実確保に関する意見書(奈良県黒滝村議会)(第一七九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(奈良県天川村議会)(第一七八〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(和歌山県貴志川町議会)(第一七八一号) 地方税源の充実確保に関する意見書(和歌山県吉備町議会)(第一七八二号) 地方税源の充実確保に関する意見書(和歌山県那智勝浦町議会)(第一七八三号) 地方税源の充実確保に関する意見書(鳥取県境港市議会)(第一七八四号) 地方税源の充実確保に関する意見書(鳥取県気高町議会)(第一七八五号) 地方税源の充実確保に関する意見書(鳥取県名和町議会)(第一七八六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(島根県匹見町議会)(第一七八七号) 地方税源の充実確保に関する意見書(島根県西郷町議会)(第一七八八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県備中町議会)(第一七八九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県鏡野町議会)(第一七九〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県勝央町議会)(第一七九一号) 地方税源の充実確保に関する意見書(広島県三原市議会)(第一七九二号) 地方税源の充実確保に関する意見書(広島県久井町議会)(第一七九三号) 地方税源の充実確保に関する意見書(山口県由宇町議会)(第一七九四号) 地方税源の充実確保に関する意見書(山口県大和町議会)(第一七九五号) 地方税源の充実確保に関する意見書(山口県豊北町議会)(第一七九六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(山口県阿東町議会)(第一七九七号) 地方税源の充実確保に関する意見書(徳島県神山町議会)(第一七九八号) 地方税源の充実確保に関する意見書(徳島県北島町議会)(第一七九九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(徳島県板野町議会)(第一八〇〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(徳島県木屋平村議会)(第一八〇一号) 地方税源の充実確保に関する意見書(高松市議会)(第一八〇二号) 地方税源の充実確保に関する意見書(香川県直島町議会)(第一八〇三号) 地方税源の充実確保に関する意見書(香川県高瀬町議会)(第一八〇四号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県北条市議会)(第一八〇五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県小松町議会)(第一八〇六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県玉川町議会)(第一八〇七号) 地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県宮窪町議会)(第一八〇八号) 地方税源の充実確保に関する意見書(高知県東洋町議会)(第一八〇九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(高知県馬路村議会)(第一八一〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(高知県吉川村議会)(第一八一一号) 地方税源の充実確保に関する意見書(高知県物部村議会)(第一八一二号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡市議会)(第一八一三号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県甘木市議会)(第一八一四号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県八女市議会)(第一八一五号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県宗像市議会)(第一八一六号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県須恵町議会)(第一八一七号) 地方交付税の充実確保に関する意見書(福岡県新宮町議会)(第一八一八号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県新宮町議会)(第一八一九号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県粕屋町議会)(第一八二〇号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県宮田町議会)(第一八二一号) 地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県穂波町議会)(第一八二三号)
--	---	---	---

地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県三潴町議会)(第一八三三三号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県東彼杵町議会)(第一八四〇号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県五和町議会)(第一八五七号)	法人事業税への外形標準課税制度導入に関する意見書(京都府宮津市議会)(第一八七四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県黒木町議会)(第一八二四四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県有明町議会)(第一八四一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(大分県臼杵町議会)(第一八五八号)	郵政事業民営化反対に関する意見書(愛知県甚目寺町議会)(第一八七五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県瀬高町議会)(第一八二五五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県小浜町議会)(第一八四二二号)	地方税源の充実確保に関する意見書(大分県朝地町議会)(第一八五九号)	郵政事業民営化反対に関する意見書(愛知県弥富町議会)(第一八七六号)
地方税源及び地方交付税の充実確保に関する意見書(福岡県赤池町議会)(第一八二六六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県布津町議会)(第一八四三三三)	地方税源の充実確保に関する意見書(大分県千歳村議会)(第一八六〇号)	は本委員会に参考送付された。
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県椎田町議会)(第一八二七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県深江町議会)(第一八四四四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県佐土原町議会)(第一八六一二二)	本日の会議に付した案件
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀市議会)(第一八二八八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県王之浦町議会)(第一八四五五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県北郷村議会)(第一八六三三)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県鳥栖市議会)(第一八二九九号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県三井楽町議会)(第一八四六六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県北郷村議会)(第一八六三三)	特別職の職員の給与に関する法律及び二千五日本国国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県多久市議会)(第一八三〇号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県奈留町議会)(第一八四七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県出水市議会)(第一八六四四)	○遠藤委員長 これより会議を開きます。
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県伊万里市議会)(第一八三一一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県奈良尾町議会)(第一八四八八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県喜入町議会)(第一八六五五)	内閣提出、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律及び二千五日本国国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県武雄市議会)(第一八三二二号)	地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県峰町議会)(第一八四九九号)	地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県郡山町議会)(第一八六六六)	順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県相知町議会)(第一八三三三三)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県横島町議会)(第一八五〇号)	地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県牧園町議会)(第一八六七七)	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県北波多村議会)(第一八三四四号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県菊水町議会)(第一八五一号)	地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県末吉町議会)(第一八六八八)	特別職の職員の給与に関する法律及び二千五日本国国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県呼子町議会)(第一八三五五号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県南関町議会)(第一八五二二二)	地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県喜界町議会)(第一八六九九)	措置法の一部を改正する法律案
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県西有田町議会)(第一八三六六号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県旭志村議会)(第一八五三三三)	地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県与那城町議会)(第一八七〇〇)	〔本号末尾に掲載〕
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県江北町議会)(第一八三七七号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県坂本村議会)(第一八五四四四)	地方税源の充実確保に関する意見書(神奈川江町議会)(第一八七一七)	○片山国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び特別職の職員の
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県太良町議会)(第一八三八八号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県泉村議会)(第一八五五五五)	地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県大治町議会)(第一八七三三)	
地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県野母崎町議会)(第一八三九九号)	地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県須恵村議会)(第一八五六六六)		

給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、その内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律について所要の改正を行うこととし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般職給与法の改正について申し上げます。

第一に、俸給表のすべての俸給月額を、人事院勧告どおり改定することとしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を三十一万四千百円に引き下げる等としております。

第三に、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万四千円に引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族のうち三人目以降に係る支給月額を一人につき五千円に引き上げることとしております。

第四に、期末手当及び期末特別手当について、支給割合をそれぞれ年間〇・〇五月分引き下げる等としております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給す

る手当について、その限度額を日額三万八千四百円に引き下げるとともに、その限度額によりがたい特別の事情がある場合の限度額を日額十万円とすることとしております。

第六に、平成十五年以降の期末手当及び勤勉手当について、三月期の期末手当を廃止するとともに、期末手当の支給割合を年間〇・二五月分引き下げる一方、勤勉手当の支給割合を年間〇・二五月分引き上げることとしております。

第七に、平成十五年以降の期末特別手当について、三月期の期末特別手当を廃止することとしております。

第八に、特例一時金を廃止することとしております。

次に、任期付研究員法及び任期付職員法の改正について申し上げます。

第一に、任期付研究員及び特定任期付職員に適用する俸給表のすべての俸給月額を改定することとしております。

第二に、第一号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を一般職給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすることとしております。

第三に、期末手当について、支給割合を年間〇・〇五月分引き下げるとともに、平成十五年以降の三月期の期末手当を廃止することとしております。

以上のほか、施行期日、この法律の施行に關し必要な経過措置等について規定することとしております。

引き続きまして、特別職の職員の給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につ

いて御説明申し上げます。

本法律案は、特別職の職員の給与について、一般職の職員の給与と改定にあわせて、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当等について、一般職の職員の給与と改定に準じた措置を行うこととしております。

第二に、非常勤の委員等に支給する日額手当について、一般職の例によることとしております。

第三に、一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になった者の俸給月額の特例に係る上限額を百万四千円とすることとしております。

第四に、二十五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を、一般職の職員の給与と改定に準じて引き下げる等としております。

以上のほか、この法律の施行期日等について規定することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○遠藤委員長 これにて両案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る七日木曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散會

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「三十一万六千四百円」を「三十一万四千四百円」に改め、同項第二号中「五万六千六百円」を「五万八千八百円」に改める。

第十一条第三項中「一万六千円」を「一万四千円」に、「三千円」を「五千円」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の五十五」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に改め、同条第三項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」とを削り、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第二十二條第一項中「三万九千二百円」を「三万八千四百円」(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円)に改める。

附則第九項から第十四項までを削る。

別表第一から別表第十までを次のように改める。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 259,100	円 278,700	円 300,100	円 334,300	円 372,300	円 421,000
268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
392,200	409,800	437,400	484,200		
397,200	414,000	441,200	488,600		
400,700	417,600	445,000	492,800		
404,200	421,300	448,900			
407,600	424,800	452,500			
411,100	428,300	456,200			
414,500	431,900				
417,900					
421,400					
296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

る職員を除く。

俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 185,600	円 220,600	円 238,300
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300
	17		242,200	287,800	341,400	361,300
	18		245,100	291,500	344,700	364,600
	19		247,000	294,700	347,900	367,500
	20			297,100	350,200	370,400
	21			299,000	352,400	372,900
	22			301,000	354,700	375,500
	23			302,900	357,000	378,000
	24			304,900	359,200	380,600
	25			306,900	361,600	383,200
	26			308,700	363,800	385,900
	27			310,600	366,100	
	28			312,600	368,400	
	29			314,500		
	30			316,500		
	31			318,400		
	32			320,300		
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000

備考（一） この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定す
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの

ロ 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200	
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500	
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900	
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200	
	28	228,600	272,600	305,100	322,300		
	29	230,500	274,200	307,000	324,500		
	30	232,500	275,800	308,900	326,700		
	31	234,400	277,400	310,800	328,800		
	32	236,100	279,100				
	33		280,700				
再任用職員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
任用 職員 以外 の 職員	1	円 —	円 221,700	円 269,800	円 307,200	円 334,300	円 372,300	円 421,000
	2	155,900	232,700	281,500	319,800	346,400	384,600	435,400
	3	162,600	243,900	293,200	331,200	358,500	396,900	449,800
	4	172,100	255,000	304,900	341,700	370,400	409,300	464,300
	5	179,200	265,900	316,500	352,200	382,100	421,700	478,400
	6	186,700	276,200	327,800	362,000	393,700	433,800	492,500
	7	193,900	286,600	337,700	371,500	405,300	445,800	506,500
	8	201,300	296,700	347,400	380,900	417,000	457,100	520,500
	9	208,600	306,900	356,900	390,300	428,600	468,300	534,500
	10	216,300	316,800	366,200	399,700	439,500	479,100	548,500
	11	224,200	324,800	375,200	409,100	449,300	488,700	559,700
	12	231,800	332,200	384,000	417,900	458,800	497,500	566,900
	13	239,100	339,700	392,500	425,800	466,600	505,000	573,800
	14	245,700	346,500	399,400	431,700	473,100	511,900	579,900
	15	252,100	351,300	405,000	437,400	479,700	516,400	584,600
	16	258,400	354,600	408,200	441,200	484,200		
	17	263,900	357,100	411,500	445,000	488,600		
	18	269,100	359,500	414,800	448,900	492,800		
	19	274,100	361,900	418,100	452,500			
	20	279,200	364,200	421,600	456,200			
	21	283,700	366,600	424,800				
	22	287,800	368,900	428,300				
	23	291,500						
	24	294,700						
	25	297,100						
再任 職員		212,100	255,400	305,800	340,300	370,200	405,200	458,500

備考（一） この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二） 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、182,000円とする。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700	円 435,700
299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
430,300	446,600	471,100	496,600		
435,800	450,900	475,100	500,600		
440,100	455,200	479,100	504,600		
443,600	458,700	483,100			
446,900	462,100	486,800			
450,300	465,500	490,500			
453,700	469,100				
457,100					
460,600					
328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

用する。

俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第三 税務職俸給表（第六条関係）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職 員以外の 職員	1	円 —	円 —	円 213,500	円 249,900	円 269,300
	2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300
	3	157,100	202,400	228,800	267,800	287,500
	4	164,300	209,400	236,300	276,800	296,700
	5	171,700	215,200	243,500	285,900	305,800
	6	179,100	219,900	250,800	295,000	314,900
	7	187,700	224,700	258,100	304,000	323,900
	8	195,000	229,500	264,100	312,500	332,800
	9	197,900	233,000	269,800	321,000	341,500
	10	200,900	236,100	275,500	329,200	350,000
	11	203,000	238,900	281,100	337,100	357,000
	12	205,000	241,800	286,300	344,500	363,200
	13	206,800	244,800	290,600	349,700	368,800
	14	208,300	247,700	294,500	353,800	374,400
	15		249,700	298,000	357,700	379,500
	16			301,300	361,200	384,000
	17			303,400	363,800	387,400
	18				366,300	390,700
	19				368,500	393,900
	20				370,700	396,700
	21				372,800	399,200
	22				374,900	
	23				376,900	
	24					
再任用職 員		163,800	206,600	233,500	278,000	297,900

備考（一） この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適
（二） 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700	円 435,700
299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
430,300	446,600	471,100	496,600		
435,800	450,900	475,100	500,600		
440,100	455,200	479,100	504,600		
443,600	458,700	483,100			
446,900	462,100	486,800			
450,300	465,500	490,500			
453,700	469,100				
457,100					
460,600					
328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

る。

俸給月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

別表第四 公安職俸給表（第六条関係）

イ 公安職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	—	—	233,000	269,900
	2	157,500	172,900	180,200	199,400	241,200	279,000
	3	164,100	180,200	189,300	207,800	250,300	288,300
	4	171,200	189,300	199,200	216,100	259,400	297,500
	5	178,300	199,200	206,900	223,600	268,600	306,800
	6	186,800	206,900	214,400	231,200	277,600	315,900
	7	196,500	214,400	221,800	238,800	286,800	324,800
	8	204,000	221,800	228,700	246,500	296,000	333,600
	9	211,500	228,700	236,000	254,700	305,200	342,400
	10	218,900	236,000	243,800	262,700	313,700	351,100
	11	225,700	243,800	251,800	270,700	322,100	359,200
	12	233,000	250,800	259,700	278,800	330,400	367,200
	13	240,700	258,700	267,700	286,900	338,700	375,000
	14	247,700	266,600	275,700	294,700	346,700	382,700
	15	255,600	274,500	283,700	302,500	353,800	390,400
	16	263,500	282,200	291,200	310,600	361,300	397,400
	17	270,900	289,400	298,500	318,900	368,900	404,500
	18	277,700	296,500	305,900	327,200	376,600	410,200
	19	284,100	303,300	313,200	335,100	384,300	415,700
	20	290,600	310,000	320,200	342,200	391,400	419,400
	21	297,100	316,700	327,300	349,700	398,400	422,400
	22	303,100	323,200	334,200	357,400	404,200	425,400
	23	309,500	329,500	341,000	365,100	410,000	428,500
	24	315,400	335,900	347,800	372,800	413,600	431,700
	25	321,100	342,400	354,400	379,900	416,600	434,500
	26	326,900	348,800	361,100	386,900	419,600	437,600
	27	332,600	354,900	367,200	392,800	422,600	
	28	337,500	360,300	372,600	398,600	425,800	
	29	341,100	365,100	377,500	402,200	428,600	
	30	344,800	369,500	382,400	405,200	431,500	
	31	348,600	374,000	385,400	408,100		
	32	352,400	376,600	388,100	411,100		
	33	354,800	379,200	390,800	414,300		
	34		381,700	393,500	417,100		
	35		384,300	396,300	419,900		
	36		386,900	399,000			
	37			401,700			
再任 職員		245,000	255,300	258,500	264,800	279,500	308,000

備考（一） この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用す
（二） 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700	円 435,700
299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
430,300	446,600	471,100	496,600		
435,800	450,900	475,100	500,600		
440,100	455,200	479,100	504,600		
443,600	458,700	483,100			
446,900	462,100	486,800			
450,300	465,500	490,500			
453,700	469,100				
457,100					
460,600					
328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	213,500	249,900	269,300
	2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300
	3	157,300	202,400	228,800	267,800	287,500
	4	165,000	209,400	236,300	276,800	296,700
	5	172,900	215,200	243,500	285,900	305,800
	6	180,900	220,900	250,800	295,000	314,900
	7	188,300	226,400	258,100	304,000	323,900
	8	195,000	231,500	265,000	312,500	332,800
	9	199,500	236,400	271,400	321,000	341,500
	10	203,800	241,000	277,900	329,200	350,000
	11	208,000	245,600	284,200	337,100	357,800
	12	211,900	250,600	289,800	344,500	365,500
	13	215,500	255,800	295,300	350,900	372,800
	14	218,900	260,700	300,700	356,000	380,000
	15	222,400	265,400	306,200	360,800	386,400
	16	225,700	269,500	310,700	365,100	391,500
	17	228,900	273,100	315,100	368,100	396,100
	18	231,600	276,800	319,200	371,100	399,700
	19	234,200	278,600	322,500	373,700	403,000
	20	236,400		324,900	376,500	406,100
	21	238,400		326,800	379,200	408,800
	22			328,700	381,400	411,300
	23			330,500	383,500	
	24			332,400	385,600	
	25			334,300		
	26			336,100		
再任 職員		171,300	213,900	242,000	280,300	301,000

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの

別表第五 海事職俸給表（第六条関係）

イ 海事職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 252,400	円 304,000	円 332,000	円 369,700	円 454,500
	2	162,200	215,300	261,400	317,600	343,400	383,000	467,200
	3	171,500	224,000	271,000	330,600	354,700	396,300	479,700
	4	181,100	232,700	281,200	341,700	366,000	413,600	492,100
	5	190,800	240,600	294,800	352,900	377,300	430,900	504,200
	6	201,100	248,500	308,300	364,200	388,200	447,800	515,800
	7	211,700	256,100	321,100	375,400	402,200	459,800	527,200
	8	218,400	263,400	329,600	386,300	415,900	471,500	537,300
	9	224,600	271,100	338,100	397,100	429,200	482,300	546,500
	10	229,300	278,300	346,500	407,800	438,500	493,000	553,500
	11	233,000	285,400	354,400	418,400	447,400	503,300	560,400
	12	237,000	291,600	362,000	426,900	455,700	511,800	566,800
	13	240,800	297,300	369,300	433,800	463,800	518,800	573,000
	14	244,700	303,000	376,400	440,700	470,400	524,700	578,600
	15	247,900	307,600	383,200	447,400	475,400	530,200	583,100
	16	251,100	312,100	389,600	451,700	479,400	535,100	
	17	254,300	316,400	395,500	454,800	483,300	539,100	
	18	257,400	319,400	398,500	458,200	487,100	542,900	
	19	259,300	322,400	401,400	461,600	490,900	546,800	
	20			404,100	464,900	494,600	550,800	
	21			407,000	468,400	498,200		
	22			409,700	471,900	501,800		
	23			412,600	475,200	505,600		
	24			415,500	478,600			
	25			418,500	482,200			
	26			421,600				
	27			424,600				
再任用職員		221,600	252,600	292,300	344,700	371,100	410,300	482,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
再任職員以外の職員	1	—	—	204,000	230,900	263,100	295,800
	2	137,500	172,800	210,800	238,300	271,300	304,000
	3	141,500	180,700	217,100	245,800	279,800	312,100
	4	146,500	189,400	223,900	254,500	287,800	320,300
	5	152,400	196,900	230,900	262,700	294,800	328,600
	6	158,300	203,500	238,300	270,800	301,600	337,300
	7	165,100	209,900	245,800	278,800	308,100	345,800
	8	172,600	215,300	254,500	285,400	314,600	353,900
	9	179,700	221,500	262,600	291,900	320,600	361,700
	10	187,900	227,600	270,400	298,300	326,600	369,500
	11	195,400	234,100	277,800	304,400	332,400	377,300
	12	201,800	240,600	284,300	310,100	338,000	384,800
	13	208,100	246,600	290,500	315,200	343,700	392,200
	14	213,400	252,800	296,700	320,300	348,900	399,100
	15	218,600	259,000	302,300	324,700	353,700	405,400
	16	223,700	264,800	307,700	328,900	358,400	411,300
	17	228,800	270,400	312,100	332,500	362,600	417,200
	18	233,600	275,900	316,500	335,900	366,300	422,800
	19	238,600	281,200	320,700	339,300	369,400	428,400
	20	242,900	285,900	324,400	342,200	372,200	433,400
	21	246,000	289,700	327,000	345,200	375,100	438,100
	22	248,900	292,400	329,500	347,400	377,900	442,400
	23	250,900	295,000	332,000	349,600	380,800	446,000
	24		297,400	334,200	351,700	383,600	
	25		299,400	336,200	353,900	386,400	
	26		300,900	338,200	356,000	389,300	
	27		302,500	340,000	358,200	392,100	
	28		304,200	341,900	360,500		
	29		305,900	343,800	362,800		
	30			345,600			
	31			347,500			
再任職員		216,100	231,200	237,200	260,800	291,800	329,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表（一）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用職員 以外の 職員	1	円 —	円 —	円 255,400	円 288,700	円 370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任 用職員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 職員 以外 の 職員		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
	36	357,200			
	37	359,000			
	38	360,700			
	39	362,900			
	40	365,000			
再任 職員		240,800	286,800	359,000	436,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表 (三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用員 以外 の職 員		円	円	円	円
	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任 用員		229,100	283,400	351,000	425,800

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職俸給表（四）

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	—	205,000	255,400	319,100	457,600
	2	170,300	213,500	268,500	334,300	469,000
	3	181,000	222,200	281,400	349,600	480,300
	4	192,400	231,900	295,500	364,700	491,600
	5	203,800	241,400	309,700	379,800	502,900
	6	210,900	254,100	323,800	391,000	514,200
	7	218,400	266,700	339,000	401,700	525,700
	8	226,400	279,500	354,000	412,600	536,200
	9	234,500	292,300	369,100	422,600	545,400
	10	242,800	305,400	380,300	434,400	554,600
	11	251,200	318,300	391,000	446,100	563,600
	12	259,800	331,300	401,600	457,700	572,600
	13	268,000	344,300	411,400	469,100	580,800
	14	275,700	357,000	420,600	480,400	587,300
	15	283,400	366,000	429,000	491,700	592,300
	16	290,700	375,000	437,100	503,000	597,000
	17	297,900	384,000	444,500	514,300	
	18	304,600	392,300	451,700	522,700	
	19	311,000	400,500	457,900	528,000	
	20	316,600	408,300	463,200	533,200	
	21	321,900	416,200	468,300	538,900	
	22	326,800	423,600	473,100	544,600	
	23	331,600	430,800	477,800	550,000	
	24	335,900	437,000	482,600	554,600	
	25	339,900	442,300	486,100	558,800	
	26	343,300	447,400	489,400		
	27	345,800	452,100	492,800		
	28	348,100	456,800			
	29	350,800	461,600			
	30	353,500	465,000			
	31	356,100	468,200			
	32	358,600	471,400			
	33	361,100				
	34	363,500				
	35	366,100				
	36	368,700				
	37	371,300				
再任 用職 員		254,500	305,000	330,500	408,300	487,800

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再 任 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円
	1	—	—	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再 任 職 員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表（第六条関係）

イ 医療職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 299,100	円 350,800	円 430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
	24		519,900	576,600	
再任用職員		297,700	350,300	402,300	470,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 207,100	円 231,100	円 268,100	円 310,200	円 346,200	円 410,500
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900	422,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700	434,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400	446,900
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900	458,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500	470,900
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300	482,900
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100	495,200
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400	507,700
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500	520,300
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100	528,000
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100	535,200
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500	541,900
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000	548,600
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600	553,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800	558,300
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000	
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900		
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500		
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200		
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800			
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200			
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700			
	24		298,600	358,400	382,200				
	25		300,400	360,700	384,600				
	26		302,100	362,700	387,100				
	27		304,000	364,800	389,800				
	28		305,800	366,900					
	29			369,100					
	30			371,400					
再任用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800	443,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任 職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定め
るものに適用する。

別表第九 福祉職俸給表（第六条関係）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任 職員 以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	147,900	191,200	239,500	260,500	300,100	334,300
	2	152,600	198,600	248,400	269,500	310,200	346,400
	3	158,200	206,000	257,500	278,700	320,400	358,500
	4	163,900	213,600	266,100	288,000	330,900	370,400
	5	170,000	221,600	274,600	297,600	341,400	382,100
	6	176,700	229,900	283,100	307,500	351,900	393,700
	7	183,800	238,400	291,600	317,300	361,800	405,300
	8	191,100	247,200	300,200	327,300	371,400	417,000
	9	197,300	256,300	308,600	337,300	380,900	428,600
	10	202,900	264,700	316,800	347,100	390,300	439,500
	11	208,500	273,100	324,900	356,700	399,700	449,300
	12	213,800	281,400	332,300	366,000	409,100	458,800
	13	219,300	289,500	339,700	375,100	417,900	466,600
	14	224,700	297,400	346,900	383,900	425,800	473,100
	15	230,100	305,100	352,500	392,400	431,700	479,700
	16	235,400	312,300	357,300	399,400	437,400	484,200
	17	240,700	319,300	361,300	405,000	441,200	488,600
	18	245,400	326,100	364,600	409,800	445,000	492,800
	19	249,700	332,100	367,500	414,000	448,900	
	20	254,100	337,700	370,400	417,600	452,500	
	21	258,100	341,400	372,900	421,300	456,200	
	22	262,000	344,700	375,500	424,800		
	23	265,500	347,900	378,000	428,300		
	24	268,800	350,200	380,600	431,900		
	25	271,600	352,400	383,200			
	26	274,300	354,700	385,900			
	27	276,400	357,000				
	28	278,400	359,200				
	29	280,400	361,600				
	30	282,300	363,800				
	31	284,300	366,100				
	32	286,200	368,400				
	33	288,000					
	34	289,900					
	35	291,700					
	36	293,600					
	37	295,500					
	38	297,300					
	39	299,100					
再任 職員		203,000	254,500	272,000	311,700	335,000	370,200

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十 指定職俸給表（第六条関係）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	580,000
2	644,000
3	713,000
4	793,000
5	854,000
6	917,000
7	1,003,000
8	1,082,000
9	1,160,000
10	1,242,000
11	1,317,000
12	1,345,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中、「三月一日」を削り、同条第二項中、「三月に支給する場合において」は「百分の二十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表を」次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第十九条の四第三項中「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の七十」を「百分の八十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十五」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

第十九条の七第二項第一号中、「六月に支給する場合においては百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合においては百分の五十五（特定幹部職員にあつては、百分の七十五）を「百分の七十（特定幹部職員にあつては、百分の九十）に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の八第一項中、「三月一日」を削り、同条第二項中、「三月に支給する場合においては百分の二十五」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十五」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表を」次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

第十九条の八第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」とを削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十五」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「同項の表を」同項各号に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		414,000
2		489,000
3		568,000
4		661,000
5		771,000
6		880,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		340,000
2		380,000
3		411,000

第六条第四項中「相当する額」の下に「給与法の指定職俸給表十二号俸の額未満の額に限る。」又は給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額を加え、ただし書を削る。

第七条第二項中、「第十九条の三第一項」の下に、「第十九条の四第二項を、」以下「特定管理職員」との下に「給与法第十九条の四第二

項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第五条 一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百一十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号	俸	俸給月額 円
1		409,000
2		462,000
3		520,000
4		592,000
5		676,000
6		790,000
7		923,000

第八条第二項中、「第十九条の三第一項」の下に、「第十九条の四第二項を、」以下「特定管理職員」との下に「給与法第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とを加える。

第六条 一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定

は、平成十五年四月一日から施行する。
（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額

三 一般職の任期付研究員の採用及び給与の特例に関する法律（附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百一十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任

二九

第一条中第十七号の二を削り、第十七号の三を第十七号の二とし、第十七号の四を第十七号の三とし、第十九号の九を削り、第十九号の十を第十九号の九とし、第十九号の十一を削り、第十九号の十二を第十九号の十とし、第十九号の十三を第十九号の十一とする。

第三条第二項中「百三十七万五千元」を「百三十四万五千元」に改め、同条第三項中「百六十八万二千元」を「百六十四万六千元」に、「八十七万三千元」を「八十五万四千元」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「又は前項及び」以下「各省各庁の長」という。を削り、同項を同条第五項とする。

第四条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万八千四百円」とあるのは「七万二三百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二中「内閣総理大臣等」の下に「秘書官を除く。」を加え、「第十九条の四第五項」を「第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の百八十」とし、同条第五項に改める。

第七条の三中「秘書官」の下に「調整手当」を、「住居手当」の下に「通勤手当」を、「単身赴任手当」の下に「期末手当」を加え、「一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する」を削り、「第十九条の四第五項」の下に「一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。」を加える。

第九条中「は、勤務一日につき三万九千二百円を超えない範囲内において、各省各庁の長が総務大臣と協議して定める額の手当を受ける」

を「には、一般職給与法第二十二条第一項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする」に改める。

附則第三項を次のように改める。

3 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者の俸給月額、当分の間、特別の事情により別表第三に掲げる俸給月額により難いときは、第三条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる十一号俸の俸給月額を超え百万四千円を超えない範囲内の額とすることが出来る。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは、「附則第三項」とする。

附則第五項及び第六項を削る。

別表第一俸給月額の欄中「二、三〇四、〇〇〇円」を「二、二五五、〇〇〇円」に、「一、六八二、〇〇〇円」を「一、六四六、〇〇〇円」に、「一、六二〇、〇〇〇円」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三七五、〇〇〇円」を「一、三四五、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、六一〇、〇〇〇円」を「一、五七六、〇〇〇円」に、「一、三六五、〇〇〇円」を「一、三三五、〇〇〇円」に、「一、三四六、〇〇〇円」を「一、三二七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円」を「一、一六〇、〇〇〇円」に、「一、一〇四、八、〇〇〇円」を「一、〇二五、〇〇〇円」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第三条関係)

官 職 名	俸 給 月 額
十一号俸	六二六、八〇〇円

秘書官

十号俸	五八一、二〇〇円
九号俸	五四五、七〇〇円
八号俸	五一一、一〇〇円
七号俸	四七六、一〇〇円
六号俸	四三六、三〇〇円
五号俸	三九三、三〇〇円
四号俸	三五二、七〇〇円
三号俸	三一六、六〇〇円
二号俸	二九〇、一〇〇円
一号俸	二六九、〇〇〇円

第二条 特別職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条の二中「百分の二十」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

(二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)

第三条 二千五百年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(平成十四年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百三十六万五千元」を「百三十三万五千元」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日(以下この項において「施行期日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条第五項(同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、総務省令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日(以下この項において「施行期日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条第五項(同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、総務省令で定める。

2 この法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律第三条第五項(同法附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、総務省令で定める。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

3 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

4 行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条中「同条第十七号の三」を「同条第十七号の二」に改める。

理 由

一般職の国家公務員の給与と改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第二号

総務委員会議録第二号 平成十四年十一月五日

平成十四年十一月八日印刷

平成十四年十一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局